



市 章

大津市公報

令 和 8 年 3 月 2 日
号 外 (第 9 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

2 大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則…………… 1

○ 教 育 委 員 会 規 則

2 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

3 大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

4 大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 7

規 則

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月2日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第2号

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

大津市社会福祉審議会規則(平成21年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項に次の1号を加える。

(3) 児童福祉専門分科会安心・安全な保育環境審査部会

第7条第4項第1号ア中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加え、同号エ中「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 児童福祉専門分科会安心・安全な保育環境審査部会 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の15第1項の規定により審議会等に報告する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第4項第1号エの改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月2日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第2号

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則(平成4年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

大津市生涯学習センター使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市生涯学習センター所長

申請者 住所 (所在地)

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

F A X

担当者 住所 (所在地)

氏 名

電話 (緊急連絡先)

F A X

大津市生涯学習センターの使用を、次のとおり申請します。

行事名 (詳細内容)				
使用期日	使用時間	使用施設名	使用目的	基本使用料
			使用人数	
入場料等 (加算率)			基本使用料計	
			加算額	
			減免額	
			合計	

様式第2号(第8条関係)

大津市生涯学習センター使用許可書

年 月 日

申請者 住所(所在地)

氏名又は団体の名称
代表者氏名

大津市生涯学習センター所長



大津市生涯学習センターの使用を、次のとおり許可します。

行事名(詳細内容)				
使用期日	使用時間	使用施設名	使用目的	基本使用料
			使用人数	
入場料等(加算率)			基本使用料計	
			加算額	
			減免額	
			合計	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月2日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第3号

大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則(平成5年教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「大津市北部地域文化センターホール等使用許可申請書」を「大津市北部地域文化センター使用許可申請書」に改める。

第12条第1項中「大津市北部地域文化センターホール等使用許可書」を「大津市北部地域文化センター使用許可書」に改める。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号 (第11条関係)

大津市北部地域文化センター使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市北部地域文化センター所長

申請者 住所 (所在地)

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

F A X

担当者 住所 (所在地)

氏 名

電話 (緊急連絡先)

F A X

大津市北部地域文化センターの使用を、次のとおり申請します。

行事名 (詳細内容)				
使用期日	使用時間	使用施設名	使用目的	基本使用料
			使用予定人数	
入場料等 (加算率)				基本使用料計
				加算額
				減免額
				合計

様式第3号 (第12条関係)

大津市北部地域文化センター使用許可書

年 月 日

申請者 住所 (所在地)

氏名又は団体の名称

代表者氏名

大津市北部地域文化センター所長



大津市北部地域文化センターの使用を、次のとおり許可します。

行事名 (詳細内容)				
使用期日	使用時間	使用施設名	使用目的	基本使用料
			使用予定人数	
入場料等 (加算率)			基本使用料計	
			加算額	
			減免額	
			合計	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月2日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第4号

大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則(平成18年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「大津市和邇文化センターホール等使用許可申請書」を「大津市和邇文化センター使用許可申請書」に改める。

第7条第1項中「大津市和邇文化センターホール等使用許可書」を「大津市和邇文化センター使用許可書」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

大津市和邇文化センター使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市和邇文化センター所長

申請者 住所 (所在地)

氏名又は団体の名称

代 表 者 氏 名

電 話

F A X

担当者 住所 (所在地)

氏 名

電話 (緊急連絡先)

F A X

大津市和邇文化センターの使用を、次のとおり申請します。

行事名 (詳細内容)				
使用 期 日	使用 時 間	使用 施 設 名	使用 目 的	基本 使用 料
			使用 予 定 人 数	
入場料等 (加算率)				基本使用料計
				加 算 額
				減 免 額
				合 計

様式第2号(第7条関係)

大津市和邇文化センター使用許可書

年 月 日

申請者 住所(所在地)

氏名又は団体の名称

代表者氏名

大津市和邇文化センター所長



大津市和邇文化センターの使用を、次のとおり許可します。

行事名(詳細内容)				
使用期日	使用時間	使用施設名	使用目的	基本使用料
			使用人数	
入場料等(加算率)			基本使用料計	
			加算額	
			減免額	
			合計	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。